

公 表 第 8 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 大脇久和（平成25年6月29日退任）、同 田中多門 及び 同 青柳雅博（平成25年6月23日退任）、同 秋吉政敏 及び 同 塚本篤行（平成25年6月24日就任）、同 田中俊博が実施したものです。

平成25年 7月25日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

財務監査及び事務監査報告(1)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
都市建設部	総務、防災対策課、都市デザイン課、まちなか整備課、建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化推進課、路政課、生活道路課、広域道路対策課、公園土木管理事務所、河川課、用地課	平成25年5月8日 ～6月28日	4	0
農政部	総務、農政課、生産流通課、みどりの里づくり推進課、農村整備課、中央卸売市場(田主丸流通センター含む)	平成25年5月17日 ～6月28日	2	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成24年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及びその他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【都市建設部】

指摘事項

《事務監査》

〔審議会等事務〕

防災会議委員の交代に伴う解任の手続が行われていないものがある。

《財務監査》

〔契約事務〕

市営住宅に係る修繕について、決裁がないままに見積り徴取等の手続が行なわれているものがある。

〔財産管理事務〕

- 1 行政財産使用料について、誤って使用料を少なく算出しているものがある。
- 2 行政財産使用において、決裁がないままに使用料を分納で徴収したり、連帯保証人が必要であるのに不要としているものがある。

【農政部】

指摘事項

《事務監査》

〔審議会等事務〕

みどりの里づくり推進委員会委員の委嘱手続が完了しないまま、同委員会に関する事務が行われているものがある。

《財務監査》

〔切手、金券等有価物管理事務〕

保有している切手について、残現有枚数と出納簿残高が一致せず、定期的な照合点検も行われていないなど、管理方法に不備がある状態になっているものがある。

意見

《財務監査》

〔財産管理事務〕

鷺塚ため池下池については、公有財産台帳上は行政財産となっているが、すでにため池としての機能を失い、市民の利用に供されているので、財産区分や活用方法などの基本的な事項について整理し、有効活用を図られたい。

財務監査及び事務監査報告(2)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	監査実施期間	指摘事項 件数	意見件数
高良内財産区	平成25年5月17日 ～6月28日	1	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成24年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努めることが、望まれる。

指摘事項

〈財務監査〉

〔交際費支出事務〕

交際費の支出手続きにおいて、支出伺いに誤った内容の支払証明書が添付されているものがある。

財務監査及び事務監査報告(3)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	監査実施期間	指摘事項 件数	意見件数
田主丸財産区	平成25年5月17日 ～6月28日	0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成24年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていた。